

保振総務16第67号  
平成17年3月16日

委 員 各 位

株式会社 証券保管振替機構  
業 務 委 員 会  
委員長 中 村 昭 彦

### 業務委員会の書面開催について

下記議題につき、書面により業務委員会を開催いたします。

#### 記

#### 1. 議 題

日経300受益証券の取扱いの変更等に伴う「業務規程」等の一部改正について

#### 2. 内 容

現在、当機構において取り扱っている受益証券（当機構業務規程第9条第6号に規定する受益証券をいう。）のうち、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券（以下「日経300受益証券」という。）のみが、日経300受益証券を除く受益証券（以下「ETF受益証券」という。）のような受益者名簿（株券における実質株主名簿と同様）の管理を行えず、別対応（記番号フィードバック方式）となっています。

本件については、関係者において、ETF受益証券と同様の取扱いが可能となるよう検討が行われてきた結果、このたび約款の変更が行われ、ETF受益証券と同様の上記取扱いを可能とする要件が充足されたことから、日経300受益証券に限り残っていた諸制限規定を廃止し、「業務規程」等について所要の改正をしたいと考えております（資料参照）。

大変お忙しいところ恐縮ですが、本年3月23日（水）正午までにこの内容について何か御意見等ございましたら、メール等にて下記連絡先までお寄せいただければと存じます。この内容につき頂戴した御意見等につきましては、当方で取りまとめ、

本年3月25日（金）に開催されます取締役会に御報告させていただきます。

以上

（連絡先）株式会社 証券保管振替機構

経営企画部 藤田

電話 03 - 3661 - 0295

FAX 03 - 3661 - 2810

e-mail h-fujita@jasdec.com

## 日経 300 受益証券の取扱いの変更等に伴う業務規程等の一部改正について（案）

## 1．改正趣旨

現在、当機構において取り扱っている受益証券（当機構業務規程第 9 条第 6 号に規定する受益証券をいう。）のうち、日経 300 株価指数連動型上場投資信託の受益証券（以下「日経 300 受益証券」という。）を除く受益証券（以下「ETF 受益証券」という。）は、平成 15 年の改正により、預託、交付及び振替につき、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行う制限を廃止し、併せて受益者登録の委任（担保突合）も可能となり、株券と同様の取扱いとなっている。

本改正の際、日経 300 受益証券のみ、上記取扱いにつき制限が残った理由としては、

日経 300 受益証券は、平成 7 年に旧投信法に基づき設定された上場投信であり、平成 12 年に改正された投信法に基づき設定された ETF 受益証券とは約款上、事務スキームが異なっていること、

受益証券の記番号と受益者名がリンクする「記番号フィードバック方式」が行われており、ETF 受益証券のような受益者名簿（株券における実質株主名簿と同様）の管理を行っていないこと、

ETF 受益証券と同様の取扱いをするには、信託約款の変更が必要であり、次の受益者確定の時期までに、関係者の了解を得る等の手続を経て信託約款の変更が間に合わないこと、

などであった。しかし、このたび約款の変更が行われ、ETF 受益証券と同様の上記取扱いを可能とする要件が充足されたことから、日経 300 受益証券に限り残っていた諸制限規定を廃止することとし、業務規程等につき、所要の整備を行うこととする。

## 2．改正概要

日経 300 受益証券の預託、口座振替及び交付の取扱い等

日経 300 受益証券の預託又は交付の請求及び口座振替の請求について、証券取引所が定める売買単位の整数倍により行うこととする制限を廃止するなど、所要の改正を行う。

（備考）

業務規程  
第 103 条等

## 3．施行日

平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

以 上